

令和3年度事業計画

社会福祉法人養徳園

児童養護施設 養徳園

養徳器成

「徳を養い器成す」これが本園における養育の根本にある理念である。

徳とは何か。養徳園の創設者である野沢益治は、子どもにもわかるように「明るく、素直に、温かく」とおっしゃっていた。子ども一人ひとりの権利擁護に努め、明るい心、素直な心、温かい心を育てることで、人格の涵養に努め、ひいては望ましい社会人として社会に送り出していくこと。これが野沢益治が目指したものであった。

援助目標

“明るく、素直に、あたたかく”をモットーに、あいさつを大切にし、すべての児童が将来望ましい社会人になるよう援助する。

援助の基本方針

- ― 児童福祉法及び児童憲章、子どもの権利に関する条約の理念を理解し、常に子どもの最善の利益を考慮した援助に努める。
- ― 家庭崩壊等で精神的ダメージを受けている現状を鑑み、子ども一人一人の共感的理解に努める。
- ― 本園が子どもの精神的安定の場となるよう、職員と子どもとの関係性を重視し、家庭的養護の推進に努める。
- ― 子どもとかかわり続ける方針の下、退所後の援助にも心を砕き、子どもの社会的自立を支援する。
- ― 地域とのかかわりを重視し、地域の養育力を最大限生かした援助に努める。

職員に求められること

求められる人間性		
子どもと共に生活することによって、児童の生命を守り人権を擁護する強い決意とともに、『人間の尊厳』を願って、自らも専門職業人として成長して生きていく態度を持ち、ひいてはひとりの人間として人格の陶冶を目指すこと。		
求められる資質		
○子どもの立場に立った物事の考え方ができること。 ○職員のチームワークを前向きに深め、その中で自分の専門性を発揮しようとする事。 ○施設の特色を把握し、その特色を上手く活用し、限られた予算の範囲内で可能な限り子どもにとって最高のサービスができるよう、積極的に努力すること。		
求められる職員像		
経験年数	勤務態度	能力（専門性）
3 年目まで	就業規則を遵守し職務に励むとともに、職務分担表にある係分担を先輩職員の助言を求めながら確実に遂行することができる。	児童養護施設の目的及び本園の援助方針を理解して児童への援助を適切に行なうことができる。（児童への接し方に愛情と温かさが感じられるか。）
5 年目	職場における自己の役割を理解し、他の職員と協力して責任をもって職務を遂行することができるとともに、会議などで自分の意見をはっきりと述べるができる。	児童と信頼関係を築いていくための資質と技能を身につけているとともに、育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野で、必要最小限の知識を身につけている。（被虐待児など関係形成の難しい児童に対して場に応じた対処ができるか。保護者に対しても指導助言を行なうことができるか。）
10 年目	率先して職務を遂行し、かつ、施設全体の職務の遂行状況を把握して若手職員を補助することができるとともに、行事等の企画立案では創造性を発揮することができる。	経験と知識に基づき児童を客観的に理解し適切な支援プランを作成することができるとともに、若手職員へも適切な指導助言を行なうことができる。（ケース会議等では専門的見地から積極的に発言し、各児童の自立支援計画の策定に関与しているか。日常の援助場面で他の職員から相談を受けているか。）
20 年目	他の職員の模範となるよう職務を遂行することともに、他の職員への指導助言を適切に行なうことができるなど、他の職員から信頼されている。	育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野のいずれかで高度の専門的知識技能を有し、それを処遇に生かすとともに、他の職員にも伝えていくことで職場全体のレベルアップに寄与しているか。

児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のために

【１０の基本原則】

- １．入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める（権利擁護）
- ２．入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する（成長の保障）
- ３．入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する（主体性の尊重）
- ４．入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く（信頼関係）
- ５．入所児童が安心し、安全・安定した生活の営みを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める（安定した生活）
- ６．入所児童に対する体罰や不適切な関わりは人権侵害であり、いかなる理由があれ、許さない（人権侵害の否定）
- ７．児童養護施設の事件、事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する（発生の予防と対応）
- ８．児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく（倫理観の確立）
- ９．児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な援助・支援、対応が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携をはかるとともに、職員が援助・支援の方法と技術を習得するよう、働きかけていく（点検と研鑽）
- １０．保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める（地域社会との連携）

【人権の尊重に基づく行動規範】

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、個人情報等を他に漏らしてはならない
5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

原 則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員（以下、『私たち』という。）は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使 命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24 時間 365 日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010 年 5 月 17 日 制定

法人としての取り組み（中長期的目標）

令和3年4月

1 施設養護の充実

次のように家庭的養護の推進、里親委託の推進、併せてアフターケアの充実を目指していく。

	養徳園	氏家養護園
2020年度までの状況	定員 40 名 完全ユニット化 小規模グループケア 6 か所 （本館 3 か所、分園 3 か所） 地域小規模グループケア 2 か所 里親支援専門相談員 職業指導員の配置 児童家庭支援センターの設置 （27 年 4 月） 夜間・休日相談体制整備事業受託 （28 年 4 月） 受け入れ定員 52 名	定員 40 名 小規模グループケア 3 か所 地域小規模児童養護施設 1 か所 里親支援専門相談員の配置 職業指導員の配置 南小学童保育センター運営受託 子ども食堂（南っ子食堂）開設 受け入れ定員 46 名
	地域小規模児童養護施設を分園型小規模グループケアに転換（6 名 1 か所）	地域小規模児童養護施設を分園型小規模グループケアに転換（6 名 2 か所） 本館の小規模化（6 名 2 か所、8 名 2 か所）
2029年度まで	地域分散化を進める。 本館 4 名のユニット 3 か所 野沢 4 名 なのはな、福田ホーム 各 6 名 オアシス、野辺山 各 6 名 県北地域に分園型小規模グループケア（6 名）を 1 か所整備 受け入れ定員 46 名	地域分散化を進める。 本館 4 名のユニット 4 か所 琴平、みやこ家 各 6 名 氏家地区から南に分園型小規模グループケア（6 名）を 2 か所整備 受け入れ定員 40 名

2 新しい社会的養育ビジョンへの対応（10年計画策定委員会の設置）

「新しい社会的養育ビジョン（以下、新ビジョン）」に基づき、2029年までの都道府県推進計画が策定された。この計画は、児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を、概ね10年程度で実現すること念頭に置き策定されている。

これらは地域それぞれの実情に合わせて具現化されていくことになる。養徳園が所在する栃木県及びさくら市の状況を改めて精査するとともに、こうした方向性を全職員が共有するためにも、法人独自の10年計画の策定に取り組みたい。

3 地域の子育て支援への参画

新ビジョンにおいて要保護児童への在宅支援の推進が謳われている。施設の多機能化の具体

策として下記の取組を行っていききたい。

- ・児童家庭支援センターの機能の強化

近隣市町の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）との連携にはもっとも力を入れ、併せてショートステイ及びトワイライトステイの受け入れ体制を整備していききたい。

- ・学童保育センターにおける支援の充実

29年度から南小学童保育センターの運営をスタートさせたが、南小学童保育センターは人口が急増する地域にあり、支援を必要とする子育て世帯も多い。利用する子ども、保護者のニーズに細やかに対応していききたい。その一つとして長期休業中の給食の提供、併せて子ども食堂（南っ子食堂）を開設しているが、実施回数を増やしていききたい。

- ・子ども家庭総合支援拠点整備への関与

市町村は2022年度までの子ども家庭総合支援拠点を整備しなければならないことになっている。児童家庭支援センターはこれに関わっていくことが求められている。どのような支援拠点にしていくのか、市とともに検討していききたい。

- ・子どもの居場所づくり

上記の支援拠点には、従来の児童家庭福祉では拾いきれない子育てニーズに対応することが求められている。児童養護施設の機能（365日24時間子どもを養育していること）を生かし、家庭の養育機能を補完する場として、子どもの居場所づくりに取り組んでいききたい。

4 里親養育の支援

- ・フォスタリング機関の受託

県は2021年度にフォスタリング機関（栃木フォスタリングセンター:仮称）の設置を目指している。本園がこれまでに取り組んできた里親支援の実績を踏まえて、フォスタリング機関運営の受託を目指したい。

- ・里親のためのサロンの開設

ファミリーホーム「はなの家」にて2ヶ月毎にサロンを開設し、委託里親の養育相談及び未委託里親への支援を行う。併せて養徳園にて毎月里親の日を設け、里親・里子、施設職員との交流の機会をもつ。

- ・養育里親のフォロー

施設から里親委託をした子どもについて里親と協働で育てていく姿勢をもち、常に子ども状況に関心をもちながら里親・里子を支えていく。

- ・丁寧なマッチング

さまざまな背景をもつ子ども。里親自身の子育て知識や技能、養育観、思いもまちまちである。ゆえに子どもと里親のマッチングには配慮が必要である。子どもの最善の利益を考慮しながら時間をかけた丁寧なマッチングに努めたい。

児童養護施設 養徳園

1 児童養護施設養徳園の運営について

(1) 全体方針

「新しい社会的養育ビジョン（以下、新ビジョン）」の具現化のために、2029年までの都道府県推進計画が策定された。今後家庭養育原則の方針の下、社会的養護の中心は施設から里親へ移行していくことになる。そのような中、児童養護施設にはこれまで以上に地域の子育て支援への参画が求められ、またより高いケアニーズをもった子どもの入所が予想されるなど、高機能・多機能化が求められている。今年度は都道府県推進計画の2年目となるが、国は里親委託と共に施設の小規模化・地域分散化を強く推進していくことが明確になり、本園としても今後の体制について検討していくことが求められる。

完全ユニット化して6年が経過し、小規模化に伴うさまざまな課題に向き合い続けている。これまで通り「日々の生活のいとなみ」や「職員との関係性」を重視しながらも、子どもを見立てる（アセスメント）力、表出するさまざまな問題への対応力など、職員個々のスキルアップが求められている。OJTの充実など職員の育成にもさらに力を入れていきたい。

児童養護施設を取り巻く環境は激動期にあるが、児童養護施設の本分はあくまでも「養育」である。「養育のモデルを示せる水準」を目指して質の向上に取り組んでいきたい。

組織運営については、4つ委員会（給食、環境美化、安全管理、広報）を設け、これまでの成果と課題を踏まえ、職員全体で取り組んでいきたいと思う。

(2) 養育・支援について

家庭的養護の推進には、単に養育の形態を家庭的にすればよいというのではない。日々の生活の営みを通して子どもと職員との信頼関係を構築していくことが大切である。真に「家庭的」とはどのようなことなのかを模索しながらケアにあたっていきたい。

子どもの養育に携わる施設職員には日々、専門職として研鑽を積んでいくことが必要であるのはいうまでもなく、同時に、職員個々が巧みに連携しあいチームとして機能していくとともに、職種に関係なく全職員が一体となって子どもの問題に対応していく体制をつくっていかなければならない。

以上のことを踏まえて、令和3年度は次のような取組をしたい。

より実践的な援助マニュアルの策定

既存の援助マニュアルに、養育実践の理論化と実践事例を加えた援助マニュアルを策定し、人材の育成に努め、ひいては養育の質の向上につなげていきたい。そのために下記の事項について実践事例を収集していきたい。

ア 生活の質の向上

不条理で理不尽な環境の中で育ってきた子ども達の自己肯定感は低い。自己肯定感の涵養には子ども自身が「大切にされている」と実感できなければならない。そのためにも日々の生活のいとなみを改めて見直していきたい。「大切にされている」と実感できるために、基本的な生活（衣食住）に心のこもった配慮が求められる。具体的にはどのようなこ

となのか、職員全員で考えていきたい。

イ 生い立ちの整理と育てノートの実践

生い立ちの整理は、出生から今日までつながりのある人生であることを確認することである。これはこれから子どもの人生を確固なるものするために欠かせない作業である。そして育ちアルバム及び育てノートの作成は、職員と子どもがその子の人生と一緒に向き合っていくため、またその子の生い立ちと特性を理解するために必要なプロセスである。

ウ 性的問題、子ども間暴力への対応

危機管理マニュアルに基づき施設内に起こり得る子ども間の問題の対応について職員間で共通理解を図りながら考えていく。

エ 学習指導の充実

個々の学力に応じた教材等で個別の指導を心がける。小学生に対しては「公文式教育」の徹底を図りたい。公文式については、学力の向上だけではなく、学習習慣や学習態度の確立の面からも積極的に取り組んでいきたい。

オ 職業指導、リービングケア及びアフターケアの強化

リービングケアについてはユースアフターケア協同組合が行う自立支援研修に積極的に参加するとともに、高齢児合宿を実施し、自立に向けての意識の涵養に努めたい。

アフターケアについては、OB・OG会を開催するなどして退所者の現況の把握につとめたい。また、本園にアフターケアの窓口の設置をはじめ、施設退所後の就労を含む生活状況を見守り必要に応じた支援を行うことで、職場への定着を図り社会的自立を促す。

カ 施設養護におけるソーシャルワーク機能の充実

親子関係の再構築や施設退所後のアフターケア等、家族へのアプローチがこれまで以上に求められている。そのため、家庭介入のあり方、関係機関との連携などに関するスキルアップを目指したい。

キ 里親委託の推進

里親支援専門相談員が配置され里親の開拓および委託の促進が求められている。ふれあい里親を通しての交流、委託後のレスパイトへの対応等、里親委託を進めていきたい。

(3) 行事

全体行事

月	行 事	月	行 事
4 月	交通指導、炊き出し	5 月	幼児遠足
6 月		7 月	七夕、奉仕作業
8 月	バス旅行、高齢児合宿	9 月	
10 月	里親交流事業	11月	七五三、創立記念日
12月	非常時総合訓練、奉仕作業、クリスマス会	1 月	カレンダー製作
2 月	感謝の日※ ¹	3 月	ひなまつり※ ² 、送別会、同窓会

※1 感謝の日を年1回（日中）とする。関係者、支援者を招待し、各ユニットでもてなす。

※2 つるし雛の制作を年間を通して行う。一般公開する。

ユニット行事

季節の行事（花見、GW、プール、月見、正月、スキーorスケート）

R3年度係り分担

4月	交通指導（新入生各担当）、炊き出し（給食委員会・安全管理委員会）
5月	五月人形・こいのぼり（手塚、栗林 ）、幼児遠足（南部、福澤 ）、
7月	七夕（松本、鈴木 ）、奉仕作業（環境美化委員会）
8月	バス旅行（運営会議）、高齢児合宿（福田雅、加藤、矢部、薄井、稲田、郡司、平野、金澤、饗庭、飯塚、熊谷 ）、
9月	
10月	里親交流事業（大木、赤羽、森、万年、白鳥、窪田）
11月	七五三（饗庭、伊藤、飯塚 ）、創立記念日（滝澤、伊藤、大島、金子 ）、
12月	非常時総合訓練（安全管理委員会 ）、奉仕作業（環境美化委員会 ）、
1 月	カレンダー製作（広報委員会 ）、
2 月	つるし雛・ひなまつり（福田美、万年、古川、金子 ）、
3 月	送別会（福田美、稲田、平野、船山 ）、同窓会（内山、豊岡、人見、菅原、寺澤、熊谷 ）、
その他	感謝の日（ユニット代表会、窪田 ）、

2 地域小規模児童養護施設「オアシスの家」及び「野辺山ホーム」の運営について

(1) 援助環境

虐待など不適切な環境の中で生活してきたことに配慮し、担当職員が長期的に受容し手厚いケアをしていく。また、より家庭的な環境に心がけ、子どもの気持ちが安定するよう援助していく。

(2) 生活指導

時間をかけて個々のペースに併せ、基本的生活習慣の習得に努める。職員が手本となったり、また、子どもにどうしたらよいか考えさせたり、指導方法・内容を工夫していく。

(3) 地域との関係

地域の自治会や育成会に加入し、地域の一員としての自覚をもって生活する。また、スポーツ少年団や公民館活動に積極的に参加する。

(4) 行事

小規模施設の特長を生かし、子どもの状況に応じて臨機応変に適時行事を企画するようにする。行事の回数や費用が本園の実態と比較してかけ離れたものにならないよう配慮する。

(5) 本園との関係

年少児の保育は本園で行う。また、休日の日中など職員が手薄の場合にも積極的に本園を利用するなど、本園のサポートの下、運営をしていく。

創立記念日、クリスマス会や小運動会など大きな行事は、本園と一緒に子供同士の交流を図る。

(6) 職員の資質向上

日常の援助が独善的にならないよう自己研鑽に励むと共に、職員間で互いに評価しあうなど、自己の援助のあり方を省みる機会を確保する。

とりわけ子どもとの適正な距離のとり方についてスキルアップを図る必要がある。

令和3年度事業計画（児童家庭支援センターちゅうりっぷ）

児童家庭支援センターちゅうりっぷは、子育てに困難を感じる保護者または子どもに対して、サインズ・オブ・セーフティ（解決志向アプローチ）をベースにした相談事業、ショートステイ・トワイライトステイ等による一時預かり事業、虐待に至ってしまった親のための MYTREE ペアレンツ・プログラムを昨年度に引き続き実施する。保護者が地域の支援者と安心、安全を感じながら子育てを行える環境を整えていく。

本年度の重点事項として、2022 年までに各自治体への設置が義務となっている子ども家庭総合支援拠点に養徳園が主体的にかかわること、児童相談所からの指導委託を毎月平均 4 件、実践すること、MYTREE ペアレンツ・プログラムの実施することがあげられる。

1 地域・家庭からの相談に応ずる事業の推進

- ア) 電話相談、来所相談、家庭訪問等による相談事業を推進する。一時預かりを定期的に利用する、または虐待の再発が高く児相による一時保護、施設入所等の検討が必要なケースなどは定期的なアセスメントを行い、関係機関と支援の方向性を協議する。
- イ) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）に関して必要と判断されれば関係機関と連携し、事前事後の面談、家庭訪問等を行う。
- ウ) 愛着障害等の子どもや精神的に不安定な保護者などに家族応援会議を実施し、保護者自身が子育てする力を回復する方法を模索する。

2 市町の求めに応ずる事業の推進

- ア) さくら市子ども家庭総合支援拠点事業に関して養徳園が主体的にかかわる。
- イ) ペアレントトレーニング、MYTREE ペアレンツ・プログラムの実施を行う。
- ウ) ショートステイ等の一時的預かりの中で、児童発達支援の面から子どもの発達をより促すアプローチを試みる。

3 都道府県又は児童相談所からの受託による指導の推進

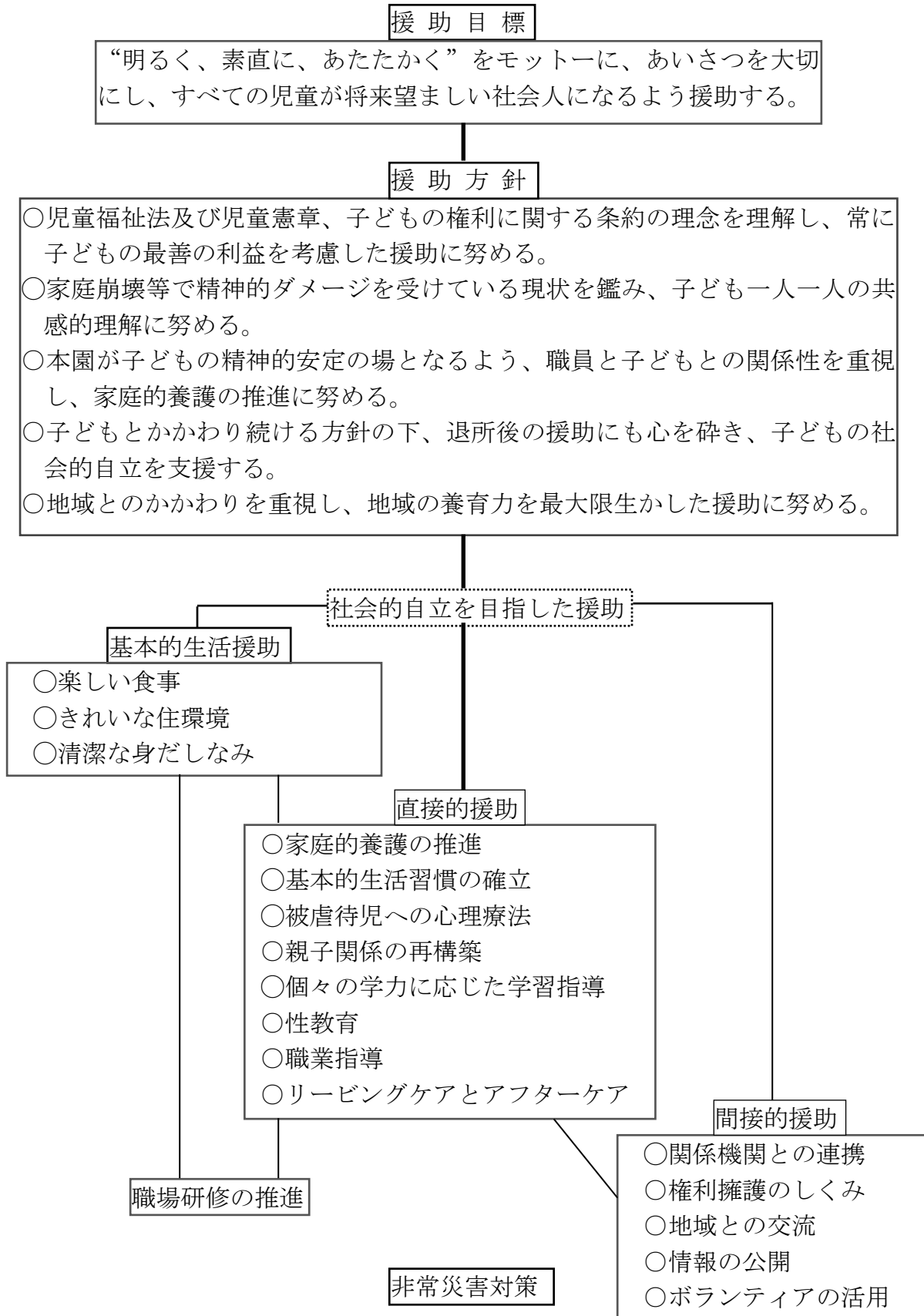
- ア) 指導委託に関し、関係機関との情報共有と連携を推進する。
- イ) 里親委託応援会議等の参加を通じて里親・里子への支援を推進する。

4 関係機関等との連携・連絡調整の推進

- ア) 各市町の要保護児童対策地域協議会への参画とケースの協働を行う。
- イ) 民間団体等との虐待防止活動を行う。

児童援助の構造図

R3. 4. 1



【目的】

- 1 児童養護施設職員としての各々の職種に応じた基本的知識・技能を身に付ける。
- 2 職員それぞれが個人の能力特性を生かし、高い専門性を身に付ける。
- 3 本園の職員としての資質を高める。

【研修内容】

別紙のとおり

【園内研修】

- ・ 生活の質の向上（4月、10月）
担当 森 菅原 伊藤 古川 飯塚 白鳥
- ・ 学習指導（5月）
※生活の質の向上から派生して
担当 平野 小学生担当職員
- ・ 生い立ちの整理と育てノート（6月、2月）
担当 人見 福田美 各グループリーダー（小規模、分園含む）
- ・ 性的問題及び子ども間暴力への対応（5月、1月）
担当 寺澤 薄井 東 安齋 YTEC（栗林 金澤 万年 大島 稲田）
- ・ リービングケア及びアフターケア（9月）
担当 内山 高3担当
- ・ 里親支援（11月）
担当 大木 赤羽 手塚 古川 金澤

【別紙研修計画に関する留意事項】

- ・ 1～4の研修は新任職員は必須。他の職員も参加可。
- ・ 5は参加自由。
- ・ 6と7は毎年すべて職員が受講すること。
- ・ 9の研修については、施設長が把握していない研修もあるので、希望があれば積極的に申出ること。ただし、研修に出してくれるかどうかは、予算、内容（業務に直接関係あるか）、本人の必要性、などによって判断する。また、必要経費は施設が負担するが勤務外ということもある。

法人としての職員研修

- 1 社会福祉施設の運営 大谷・豊岡
- 2 広い視野をもつための勉強会（2回）
5/6P はなの家、星の家、月の家を訪問→懇親会
6/2 登山（尾瀬）
- 3 アタッチメントとトラウマの理解（2回、新任職員は必須）
東
- 4 レジェンドとの座談会（新任職員は必須）
加藤、森、斉藤、酒井
- 5 総合施設長との勉強会（webで実施）
子どもとのやり取りや養育実践を通しての課題を共有していきたいと思います。参加自由。13：20～14：40

5/17、6/21、10/18、11/22、1/17、2/21
- 6 権利擁護と家庭的養護 総合施設長
- 7 中堅・若手が語る児童養護 大島、大根田、竹村、福田恵
- 8 県養協
新任職員研修 飯塚、白鳥、大木、定方、熊谷
若手研修 窪田、安達、田代、箱崎
中堅職員 大島
上級職員 滝澤、栗林
基幹的職員 饗庭
県外派遣 金澤
- 9 外部研修
関バ[®]職員 加藤、豊岡、人見、栗林、総合施設長
関バ[®]研究協議会 加藤、総合施設長
全国施設長 加藤、総合施設長
関バ[®]事務管理運営者 園長、豊岡
指導者研修（子どもの虹） 金澤
指導者合同研修（子どもの虹） 平野
SBI研修 平野、菅原

栃養協部会

ケアワーカー	万年、稲田
FSW	福田美
調理	窪田
書記	豊岡
看護師	安齋
心理	東
里親	大木

中堅職員研修

FSW研修（全養協）

相談援助に関するもの（児童家庭支援センター）

被虐待児のケアに関するもの

性的な問題に関するもの

発達障害に関するもの

学習指導に関するもの法人としての職員研修

R3 年度 研修計画

研修内容	講師	日時	場所	ケアワーカー				施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指導員
				新任	～3年	～10年	10年超							
1 社会福祉施設の運営	大谷 豊岡	4/21A	氏家	○					新○	新○	新○	新○		新○
2 広い視野を持つための勉強会	福田	5/6P 6/2	外	○					新○	新○	新○	新○		
3 アタッチメント	東	6/16P	喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
トラウマ	東	7/7P	喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
4 レジェンドとの座談会	齋藤、酒井 加藤、森	12/15A 12/15P	氏家 喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
5 施設の暮らしを考える勉強会	福田	別紙の とおり	WEB	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
6 権利擁護と家庭的養護	福田	9/2A 9/2P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
7 中堅・若手が語る児童養護（座談会）	中堅・若手 4人	1/12A 1/12P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
8 新任職員研修				○					新○	新○	新○	新○		新○
若手職員研修					○									
中堅職員研修						○								
心理職研修											○			
県外施設研					△	△								

研修内容	講師	日時	場所	ケアワーカー				施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指導員
				新任		～3年	～10年	10年超						
9 県養職員研修				△				△	△	△	△	△	△	△
関バ ^ロ 施設長								○						
全養								○						
関バ ^ロ 職員				△	△	△	△		△	△	△	△	△	△
関バ ^ロ 事務職員										○				
指導者研修（子どもの虹）								○						
中堅職員研修（全養）						○	○							
SBI 研修						○								
集団給食従事者研修									○					
相談援助に関するもの						▲	▲						●	
心理療法に関するもの											●			
被虐待児のケアに関するもの					▲	▲	▲				●			
発達障害に関するもの				▲	▲	▲	▲				●			
性教育に関するもの						▲	▲							
学習指導に関するもの						▲	▲							●

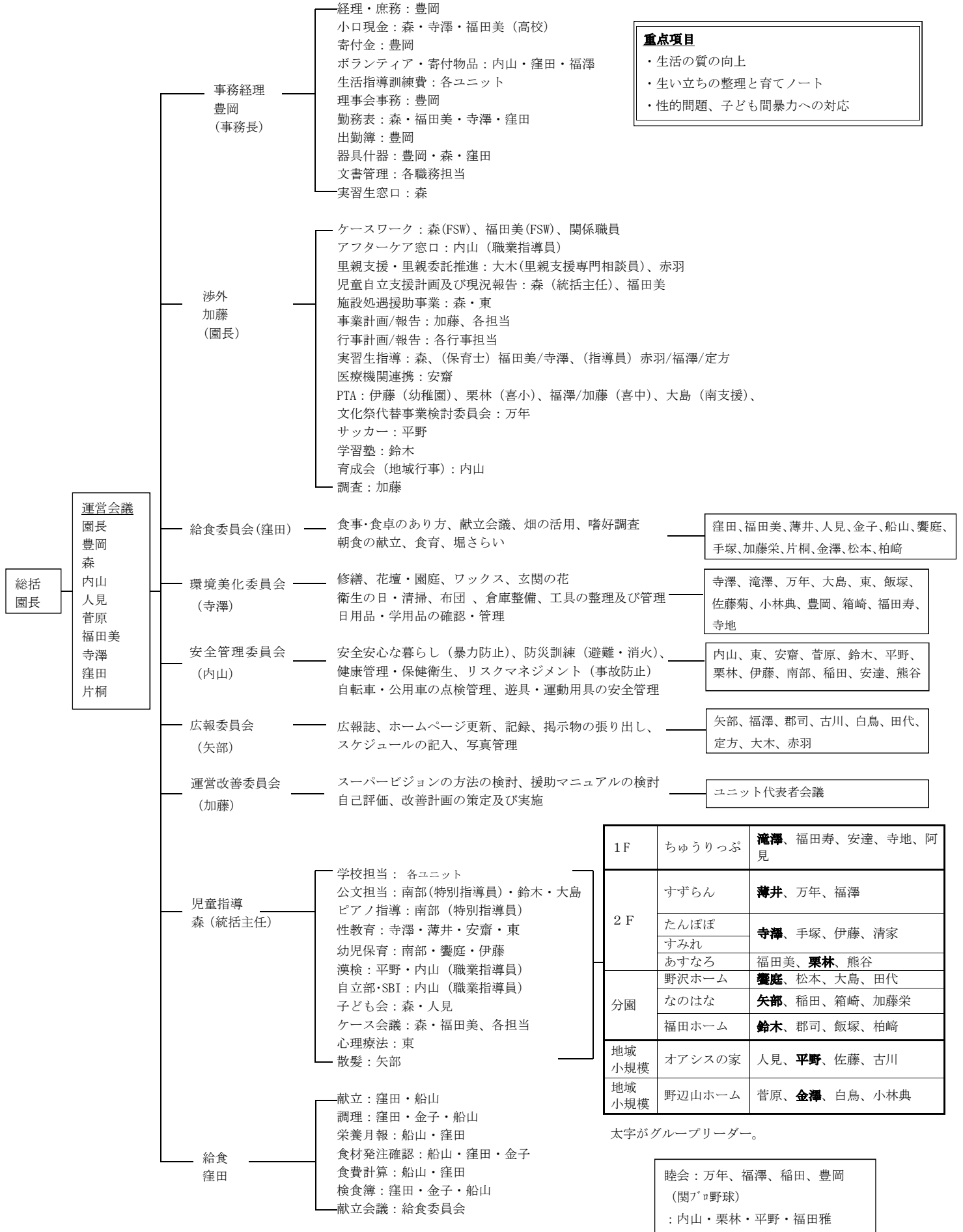
日時の A : 10:00～ P : 13:30～ N : 19:00～ 所要時間は 90 分

○：必須、新○：新任の年に必須、毎○：毎年受ける、△：該当する者のうちから施設長が指名

□：該当する者のうち希望者

●：施設長が必要と認めた研修、▲：施設長が必要と認めた研修に該当する者のうちから施設長が指名

令和3年度 職務分担組織表



令和3年度年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	日
1	木 辞令交付、職員会議	土 楽しみ会	火 職員会議	木 職員会議 子ども会	日 トレジャ登山	水 職員会議	金 職員会議	月 職員会議	水 職員会議	土 新年会	火 職員会議	火 職員会議	1
2	金	日	水 法人内研修 (山)	金 法人内研修	月	木 法人研修(全) 子ども会	土	火	木 子ども会	日	水	水	2
3	土	月	木 子ども会	土	火	金	日	水	金 総合訓練、避難訓練	月	木 子ども会	木 ひな祭り 子ども会	3
4	日 吹き出し 避難訓練	火	金	日 七夕 避難訓練	水	土	月	木 子ども会	土	火	金	金	4
5	月 交通指導	水	土	月 関プロ協議会	木	日 避難訓練	火	金	日	水 登山 (筑波山)	土	土	5
6	火	木 法人内研修 子ども会	日 避難訓練 野球観戦	火 関プロ協議会	金 ケース会議 子ども会	月	水	土 七五三	月	木 子ども会	日 避難訓練	日 避難訓練	6
7	水	金 ケース会議	月	水 法人研修(東)	土	火	木 子ども会	日 避難訓練	火 ケース会議	金 かがみ-製作	月	月	7
8	木 始業式 ケース会議 子ども会	土	火 ケース会議	木 ケース会議	日 避難訓練 衛生の日	水 ケース会議	金 1学期終業式 ケース会議	月 ケース会議	水 関プロ職員	土	火 ケース会議	火 県立高校入試 ケース会議	8
9	金 書中入学式	日 避難訓練 衛生の日	水	金	月 バス旅行	木	土	火	木	日 避難訓練	水	水	9
10	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月 成人の日	木	木	10
11	日 衛生の日	火	金	日	水 山の日	土	月	木	土	火 授業再開 ケース会議	金 感謝の日	金	11
12	月 喜小入学式	水	土	月	木	日 衛生の日	火	金	日 衛生の日(奉仕作業)	水 法人研修 (全)	土	土	12
13	火	木 柳養総会	日 衛生の日	火	金	月	水	土	月	木	日 衛生の日	日 衛生の日	13
14	水 法人顔合	金 委員会 ケース会議	月	水	土	火	木	日 衛生の日	火	金 ケース会議 委員会	月	月	14
15	木 委員会	土	火 ケース会議 委員会	木 委員会 ケース会議	日	水 ケース会議 委員会	金	月 ケース会議 委員会	水 法人研修 委員会	土	火 ケース会議 委員会	火 委員会	15
16	金	日	水 法人研修(東)	金 法人研修(東)	月	木	土	火	木	日 衛生の日	水	水 運営会議	16
17	土 勉強会	月 勉強会	木	土 衛生の日(奉仕作業)	火	金	日 衛生の日 勉強会	水	金	月 勉強会	木	木	17
18	日 幼児遠足	火 幼児遠足	金	日	水	土 バス検診	月 勉強会	木	土	火	金	金	18
19	月	水	土	月 海の日	木	日	火	金 園内研修	日	水	土	土	19
20	火	木	日	火	金	月 敬老の日	水	土	月	木	日	日	20
21	水 法人研修	金 園内会議	月 勉強会	水 夏季休業開始	土	火	木	日	火	金 園内研修	月 勉強会	月	21
22	木 園内研修	土	火 園内研修	木	日 高齢児合宿	水 園内研修	金 園内研修	月 勉強会	水	土	火 園内研修	火	22
23	金	日	水	金	月	木 春分の日	土	火	木	日	水	水	23
24	土	月	木	土 天王祭	火	金	日	水	金 クラス会	月	木	木 修了式	24
25	日	火	金	日	水	土	月	木 施設長研修	土	火	金	金 暑休み開始	25
26	月	水	土	月	木	日	火 運営会議	金 創立記念日	日	水	土	土 送別会	26
27	火	木	日	火	金	月	水 全養	土	月 冬季休業開始	木	日	日	27
28	水	金 運営会議	月	水	土	火 運営会議	木	日	火 運営会議	金 運営会議	月 運営会議	月	28
29	木	土	火 運営会議	木 運営会議	日	水	金	月	水 職員会議	土			29
30	金 職員会議	日	水	金 職員会議	月 運営会議	木	土	火 運営会議	木	日			30
31		月		土	火		日		金	月			31

令和 3 年度事業計画

社会福祉法人養徳園

児童養護施設 氏家養護園

養徳器成

「徳を養い器成す」これが本園における養育の根本にある理念である。徳とは何か。

養徳園の創設者である野沢益治は、子どもにもわかるように「明るく、素直に、温かく」とおっしゃっていた。子ども一人ひとりの権利擁護に努め、明るい心、素直な心、温かい心を育てることで、人格の涵養に努め、ひいては望ましい社会人として社会に送り出していくこと。これが野沢益治が目指したものであった。

援助目標

“明るく、素直に、あたたかく”をモットーに、あいさつを大切にし、すべての児童が将来望ましい社会人になるよう援助する。

援助の基本方針

- ― 児童福祉法及び児童憲章、子どもの権利に関する条約の理念を理解し、常に子どもの最善の利益を考慮した援助に努める。
- ― 家庭崩壊等で精神的ダメージを受けている現状を鑑み、子ども一人一人の共感的理解に努める。
- ― 本園が子どもの精神的安定の場となるよう、職員と子どもとの関係性を重視し、家庭的養護の推進に努める。
- ― 子どもとかかわり続ける方針の下、退所後の援助にも心を砕き、子どもの社会的自立を支援する。
- ― 地域とのかかわりを重視し、地域の養育力を最大限生かした援助に努める。

職員に求められること

求められる人間性 子どもと共に生活することによって、児童の生命を守り人権を擁護する強い決意とともに、『人間の尊厳』を願って、自らも専門職業人として成長して生きていく態度を持ち、ひいてはひとりの人間として人格の陶冶を目指すこと。		
求められる資質 ○子どもの立場に立った物事の考え方ができること。 ○職員のチームワークを前向きに深め、その中で自分の専門性を発揮しようとする事。 ○施設の特色を把握し、その特色を上手く活用し、限られた予算の範囲内で可能な限り子どもにとって最高のサービスができるよう、積極的に努力すること。		
求められる職員像		
経験年数	勤務態度	能力(専門性)
3 年目まで	就業規則を遵守し職務に励むとともに、職務分担表にある係分担を先輩職員の助言を求めながら確実に遂行することができる。	児童養護施設の目的及び本園の援助方針を理解して児童への援助を適切に行なうことができる。(児童への接し方に愛情と温かさが感じられるか。)
5 年目	職場における自己の役割を理解し、他の職員と協力して責任をもって職務を遂行することができるとともに、会議などで自分の意見をはっきりと述べる事ができる。	児童と信頼関係を築いていくための資質と技能を身につけているとともに、育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野で、必要最小限の知識を身につけている。(被虐待児など関係形成の難しい児童に対して場に応じた対処ができるか。保護者に対しても指導助言を行なうことができるか。)
10 年目	率先して職務を遂行し、かつ、施設全体の職務の遂行状況を把握して若手職員を補助することができるとともに、行事等の企画立案では創造性を発揮することができる。	経験と知識に基づき児童を客観的に理解し適切な支援プランを作成することができるとともに、若手職員へも適切な指導助言を行なうことができる。(ケース会議等では専門的見地から積極的に発言し、各児童の自立支援計画の策定に関与しているか。日常の援助場面で他の職員から相談を受けているか。)
20 年目	他の職員の模範となるよう職務を遂行することとともに、他の職員への指導助言を適切に行なうことができるなど、他の職員から信頼されている。	育児、保育、教育、心理、グループワーク、相談援助など児童の援助に関わる分野のいずれかで高度の専門的知識技能を有し、それを処遇に生かすとともに、他の職員にも伝えていくことで職場全体のレベルアップに寄与しているか。

児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のために

【10の基本原則】

1. 入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める(権利擁護)
2. 入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する(成長の保障)
3. 入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する(主体性の尊重)
4. 入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く(信頼関係)
5. 入所児童が安心し、安全・安定した生活の営みを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める(安定した生活)
6. 入所児童に対する体罰や不適切な関わりは人権侵害であり、いかなる理由があれ、許さない(人権侵害の否定)
7. 児童養護施設の事件、事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する(発生の予防と対応)
8. 児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく(倫理観の確立)
9. 児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な援助・支援、対応が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携をはかるとともに、職員が援助・支援の方法と技術を習得するよう、働きかけていく(点検と研鑽)
10. 保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める(地域社会との連携)

【人権の尊重に基づく行動規範】

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、個人情報等を他に漏らしてはならない
5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する

全国児童養護施設協議会 倫理綱領

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

原 則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員（以下、『私たち』という。）は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使 命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24 時間 365 日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010 年 5 月 17 日 制定

法人としての取り組み（中長期的目標）

令和3年4月

1 施設養護の充実

次のように家庭的養護の推進、里親委託の推進、併せてアフターケアの充実を目指していく。

	養徳園	氏家養護園
2020年度までの状況	定員 40 名 完全ユニット化 小規模グループケア 6 か所 （本館 3 か所、分園 3 か所） 地域小規模グループケア 2 か所 里親支援専門相談員 職業指導員の配置 児童家庭支援センターの設置 （27 年 4 月） 夜間・休日相談体制整備事業受託 （28 年 4 月） 受け入れ定員 52 名	定員 40 名 小規模グループケア 3 か所 地域小規模児童養護施設 1 か所 里親支援専門相談員の配置 職業指導員の配置 南小学童保育センター運営受託 子ども食堂（南っ子食堂）開設 受け入れ定員 46 名
	地域小規模児童養護施設を分園型小規模グループケアに転換（6 名 1 か所）	地域小規模児童養護施設を分園型小規模グループケアに転換（6 名 2 か所） 本館の小規模化（6 名 2 か所、8 名 2 か所）
2029年度まで	地域分散化を進める。 本館 4 名のユニット 3 か所 野沢 4 名 なのはな、福田ホーム 各 6 名 オアシス、野辺山 各 6 名 県北地域に分園型小規模グループケア （6 名）を 1 か所整備 受け入れ定員 46 名	地域分散化を進める。 本館 4 名のユニット 4 か所 琴平、みやこ家 各 6 名 氏家地区から南に分園型小規模グループ ケア（6 名）を 2 か所整備 受け入れ定員 40 名

2 新しい社会的養育ビジョンへの対応（10年計画策定委員会の設置）

「新しい社会的養育ビジョン（以下、新ビジョン）」に基づき、2029年までの都道府県推進計画が策定された。この計画は、児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を、概ね10年程度で実現すること念頭に置き策定されている。

これらは地域それぞれの実情に合わせて具現化されていくことになる。養徳園が所在する栃木県及びさくら市の状況を改めて精査するとともに、こうした方向性を全職員が共有するためにも、法人独自の10年計画の策定に取り組みたい。

3 地域の子育て支援への参画

新ビジョンにおいて要保護児童への在宅支援の推進が謳われている。施設の多機能化の具体策として下記の取組を行っていききたい。

- ・児童家庭支援センターの機能の強化

近隣市町の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）との連携にはもっとも力を入れ、併せてショートステイ及びトワイライトステイの受け入れ体制を整備していききたい。

- ・学童保育センターにおける支援の充実

29年度から南小学童保育センターの運営をスタートさせたが、南小学童保育センターは人口が急増する地域にあり、支援を必要とする子育て世帯も多い。利用する子ども、保護者のニーズに細やかに対応していききたい。その一つとして長期休業中の給食の提供、併せて子ども食堂（南っ子食堂）を開設しているが、実施回数を増やしていききたい。

- ・子ども家庭総合支援拠点整備への関与

市町村は2022年度までの子ども家庭総合支援拠点を整備しなければならないことになっている。児童家庭支援センターはこれに関わっていくことが求められている。どのような支援拠点にしていくのか、市とともに検討していききたい。

- ・子どもの居場所づくり

上記の支援拠点には、従来の児童家庭福祉では拾いきれない子育てニーズに対応することが求められている。児童養護施設の機能（365日24時間子どもを養育していること）を生かし、家庭の養育機能を補完する場として、子どもの居場所づくりに取り組んでいききたい。

4 里親養育の支援

- ・フォスタリング機関の受託

県は2021年度にフォスタリング機関（栃木フォスタリングセンター:仮称）の設置を目指している。本園がこれまでに取り組んできた里親支援の実績を踏まえて、フォスタリング機関運営の受託を目指したい。

- ・里親のためのサロンの開設

ファミリーホーム「はなの家」にて2ヶ月毎にサロンを開設し、委託里親の養育相談及び未委託里親への支援を行う。併せて養徳園にて毎月里親の日を設け、里親・里子、施設職員との交流の機会をもつ。

- ・養育里親のフォロー

施設から里親委託をした子どもについて里親と協働で育てていく姿勢をもち、常に子ども状況に関心を持ちながら里親・里子を支えていく。

- ・丁寧なマッチング

さまざまな背景をもつ子ども。里親自身の子育て知識や技能、養育観、思いもまちまちである。ゆえに子どもと里親のマッチングには配慮が必要である。子どもの最善の利益を考慮しながら時間をかけた丁寧なマッチングに努めたい。

法人としての職員研修

- 1 社会福祉施設の運営 大谷・豊岡
- 2 広い視野をもつための勉強会（2回）
5/6P はなの家、星の家、月の家を訪問→懇親会
6/2 登山（尾瀬）
- 3 アタッチメントとトラウマの理解（2回、新任職員は必須）
東
- 4 レジェンドとの座談会（新任職員は必須）
加藤、森、斉藤、酒井
- 5 総合施設長との勉強会（webで実施）
子どもとのやり取りや養育実践を通しての課題を共有していきたいと思います。参加自由。13：20～14：40

5/17、6/21、10/18、11/22、1/17、2/21
- 6 権利擁護と家庭的養護 総合施設長
- 7 中堅・若手が語る児童養護 大島、大根田、竹村、福田恵
- 8 県養協
新任職員研修 丸山、齊藤玖、岩瀬
若手研修 長谷川
中堅職員 大根田、雫
上級職員
基幹的職員
県外派遣 竹村
- 9 外部研修
関バロ職員 園長、小野、舘野、亀山、竹村、上野、齋藤千
関バロ研究協議会 園長
全国施設長 園長
関バロ事務管理運営者 松田
指導者研修（子どもの虹） 上野、齋藤千
指導者合同研修（子どもの虹）
SBI研修 桑原

栃養協部会

ケアワーカー	桑原、後藤華
FSW	酒井
調理	雫
書記	松田
看護師	山形
心理	竹村
里親	岩瀬

中堅職員研修（全養協） 竹石
FSW研修（全養協） 酒井
相談援助に関するもの（児童家庭支援センター）
被虐待児のケアに関するもの
性的な問題に関するもの
発達障害に関するもの
学習指導に関するもの

R3 年度 研修計画

研修内容	講師	日時	場所	ケアワーカー				施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指導員
				新任	～3年	～10年	10年超							
1 社会福祉施設の運営	大谷 豊岡	4/21A	氏家	○					新○	新○	新○	新○		新○
2 広い視野を持つための勉強会	福田	5/6P 6/2	外	○					新○	新○	新○	新○		
3 アタッチメント	東	6/16P	喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
トラウマ	東	7/7P	喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
4 レジェンドとの座談会	齋藤、酒井 加藤、森	12/15A 12/15P	氏家 喜連川	○					新○	新○	新○	新○		
5 施設の暮らしを考える勉強会	福田	別紙の とおり	WEB	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
6 権利擁護と家庭的養護	福田	9/2A 9/2P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
7 中堅・若手が語る児童養護（座談会）	中堅・若手 4人	1/12A 1/12P	氏家 喜連川	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○	毎○
8 新任職員研修				○					新○	新○	新○	新○		新○
若手職員研修					○									
中堅職員研修						○								
心理職研修											○			
県外施設研					△	△								

研修内容	講師	日時	場所	ケアワーカー				施設長	栄養士 調理	書記	心理	看護	FSW	特別指導員
				新任	～3年	～10年	10年超							
9 県養職員研修				△				△	△	△	△	△	△	△
関バロ施設長								○						
全養								○						
関バロ職員				△	△	△	△		△	△	△	△	△	△
関バロ事務職員										○				
指導者研修（子どもの虹）							○							
中堅職員研修（全養）						○	○							
SBI 研修						○								
集団給食従事者研修									○					
相談援助に関するもの						▲	▲						●	
心理療法に関するもの											●			
被虐待児のケアに関するもの					▲	▲	▲				●			
発達障害に関するもの				▲	▲	▲	▲				●			
性教育に関するもの						▲	▲							
学習指導に関するもの						▲	▲							●

日時の A：10:00～ P：13:30～ N：19:00～ 所要時間は 90 分

○：必須、新○：新任の年に必須、毎○：毎年受ける、△：該当する者のうちから施設長が指名

□：該当する者のうち希望者

●：施設長が必要と認めた研修、▲：施設長が必要と認めた研修に該当する者のうちから施設長が指名

I 児童養護施設 氏 家 養 護 園

1 児童養護施設氏家養護園の運営について

(1) 全体方針

国から示された「新しい社会的養育ビジョン」を基に栃木県においても今後十年間の社会的養育推進計画を取りまとめているところである。氏家養護園としても同ビジョンを踏まえ、完全小規模化を推進していかなければならない。昨年度よりその一環としてグループ1つを12名から6名にして、その6名を分園型小規模グループケアに転換し、完全小規模化に向けて動き出したところである。今後もさらなる地域分散化及び小規模化を図っていかなければならない。

また将来的に多機能化として、学童等と連携し、子どもの居場所づくり等にも力を注ぎ、地域の子育て支援の充実を目指していく。

(2) 処遇援助について

「家庭的養護」の推進とは、単に養育の形を家庭的にすればよいというわけではない。日々の生活の営みを通して子どもと職員との信頼関係を構築していくことが大切である。

真に「家庭的」とはどのようなことなのかを模索しつつ完全小規模化を目指すにあたり、一人一人が資質の向上に努め、専門性を高めていくことが必要となる。

更に自立後のスムーズな社会適応ができるような施設内ケアはもちろんのことアフターケアの充実を図り、切れ目のない支援の継続を目指していく。

2 各種会議の充実

組織化の確立と同時に職員の意見を広く吸い上げるために下記のような会議を設けることとする。

- ① 職員会議…毎月1回第一火曜日午前に全職員対象
- ② 運営・代表者会議…毎月1回、園長・ユニットリーダー・グループリーダー等
- ③ 全体ケース会議…毎月1回第三火曜日午前に全職員対象
- ④ ユニット会議…毎月2回第2・第4火曜日に各ユニット職員が中心(その他必要に応じて回数・参加者はその都度決める)
- ⑤ 各種支援グループ会議…毎月1回第3火曜日の午後に各グループごとに
- ⑥ 職員自主研修…毎月1回第2火曜日の午後に任意参加

3 各種支援グループの充実

① 生活支援グループ ◎後藤華、○桑原、福田(恵)、片岡

◇基本的生活習慣と社会的マナーを身につけることができる。

◇自分で考えて行動することができる。

園で生活する児童一人一人が思いやりをもち、他児に迷惑をかけず主体性のある行動をし、日々安心して過ごすことのできる生活づくりを支援していく。

職員は児童が自主的に意見を述べる機会を摘んでしまうことのないよう、児童と共に

活する中で、子どもの気持ちがあがめるよう心掛ける。また、基本的な生活習慣の定着を図り、継続的な支援を行うことで、子どもたち自身が主体的により良い生活習慣を獲得することを目指す。

衣服について

- ・洗濯された衣類と使用した衣類の分別ができ、清潔感を保つことができる。
- ・体調管理に合わせ、時期に合った服装を選ぶことができる。
- ・場面に応じた服装を選ぶことができる。
- ・衣類の紛失がなく自己管理ができる。
- ・洗濯済の衣類を整理し、自分の収納スペースにしまうことができる。

入浴について

- ・入浴は決められた時間内に済ませ、節約に努める。
- ・入浴中の時間に配慮するなど状況に合わせた行動ができる。
- ・体をよく洗ってから湯舟に入りお湯をきれいに使うことができる。
- ・清潔を保つことができる。

私物の管理について

- ・私物について責任をもち管理することができる。
- ・他者に危害を加えかねない物の使用について、使う場をよく考え自己判断ができる。
- ・私物を個人で管理しきれない場合、職員との話し合いのうえ管理することができる。
- ・私物に限らず、資源を大切にすることをもちあわせることができる。

居室・共有スペースの使い方について

- ・整理整頓を心掛け、きれいな状態を保つことができる。
- ・汚れやほこりが溜まっている場所があれば、積極的に掃除しようとする気持ちがもてる。
- ・自分以外の居室に無断で出入りすることのないよう心掛ける。
- ・共有資源(電気・ガス・水道など)を使用する際、節約を心掛ける。

② 余暇支援グループ ◎永井、○亀山、齋藤好、大根田、丸山、齊藤玖、臼井

◇子どもたち一人一人が日々の生活の中で、意欲と生きる喜びを育むために、日常的な遊びから行事まで、集団と個々のニーズに配慮し、支援・援助を行う。

支援の留意点

- ・計画の段階から子どもたちの意見をよく聴き、自主性・積極性を養う。
- ・早期に計画を始めることで、行事への期待感を持たせ、積極的に参加する環境を作り、様々な経験を通して社会性を身に付ける。
- ・子どもたち一人一人の健康状態に留意し、楽しく過ごせるよう、また器具・用具の安全確認に努め、事故の未然防止に配慮する。
- ・余暇活動・遊びには職員も積極的に参加し、ともに遊び・ともに楽しむ中から健全な遊びを

教え、関係性を深め、体力の向上と情緒の安定を図る。

支援内容

(1)日常的なもの

- ・園庭でのサッカー・野球などの球技、室内でのボードゲーム・幼児玩具などの遊びができるような環境を整える。
- ・備品の充実、職員の配置などに配慮し、子どもたちの遊びの選択の幅を広げる。

(2)継続的なもの

- ・グループワークの原則を踏まえ、スポーツ・文化の両分野で計画的・継続的なプログラムを提供する。
- ・子ども会議グループと連携して子どもの意見を取り入れ、行事に繁栄していく。
(DVD観賞会・お楽しみ会など)

(3)行事

- ・年間行事予定に基づき計画・実施する

③ 子ども会議グループ ◎菊池、○後藤紀、長谷川、小林

こども会議グループ

◇集団生活において、子どもの要望や意見が日常の生活の中で反映しにくい状況もあるため、子どもたちの意見を最大限に反映させるために、“施設だからできない”のではなく“施設でもできる”という観点に立って子どもたちの意見に耳を傾け、子ども主体とした施設運営を目指していく。行事の内容や日常生活の改善点などを子どもたちと一緒に考え、子どもたちが自分たちの生活に参画しているという意識を持たせ、子ども主体の生活を目指す。

◇定期的にこども会議を開き、不満や現状を吸い上げ、吐き出せる場を持つ。

◇意見箱を設置・月末に確認を行い、こども会議の場で発言しにくい子どもの意見を吸い上げ、吐き出せる場を持つ。

意義

- ・大切な権利の1つである、意見表明権を使える機会となる。
- ・施設としては、子どもの不平・不満・苦情はもとより、注文、要望を把握しやすい。
- ・年少者も平等に発言権を持つため、年長者の日常の言動の独走を阻むことができる。
- ・子ども個々の意見は反映されにくいとしても、集合すれば強力な意見となる。
- ・子どもたちの意見が反映されることの中で決めたことなら、「やらされている」「押し付けられている」という感覚は少ない。
- ・個々に浸透・説得が難しい案件でも、子どもたちの納得が得られれば、「子どもたちの意見」となって、意欲的な協力が期待できる。
- ・行事の成否には、子どもの協力が欠かせない。

留意点

- ・子どもたちからの意見を吸い上げる際、自由に議論していると過大な要求や実現困難な希望が出やすくなる。そのため、議題とする焦点は決めておいた方がよい。
- ・ある程度的人数が集まると、影響力のある子の意見に誘導的または振り回されやすい。そ

のため意見を述べるときには、一人ずつ発言してもらおうと場も落ち着く。

- ・話し合いの場での発言は、責任をもって発言をすることが大切。場の雰囲気であげてもう子もいるため、職員がその意見をその都度確認してあげるとまとまりやすい。また話し合いで決まったことは、責任をもってみんなで取り組んでもらう。
- ・自分勝手な意見やわがままを言う場ではないことを認識してもらおう。しかし子どもの話を聞いてあげることが大切なため、不満がある子どもには別枠で時間を作ってあげると良い。

内容(こども会議の進め方)

- ・子どもが主体となって話し合ってもらえることが目標です。はじめは食事の場面など比較的に子どもたちみんなが囲らんしていただける(落ち着いていただける)時間に、普段の会話のような形で行ってみる。
- ・子ども主体であると、過度な要求や自分本位な意見がでやすい。園として職員会議等に諮り、そのうえで返答しなければならないこともあることを理解してもらおう。
- ・子どもたちから出された意見・要望等は、なるべく早く返答できるよう各グループで協議してもらい、意見を集約したうえで、返答・決定していく。
- ・子ども会議で出た意見やそれに対する返答・決定した事については、職員にも共有する。

④ 食育・給食支援グループ ◎加藤、○雫、小野、齋藤千、片岡

- ◇食べる事の必要性を学ぶ。
- ◇年中行事の際、食べ物の伝統を学ぶ。
- ◇自分たちの手で野菜などを作り、その大変さ、大切さを学ぶ。
- ◇工場見学などを通してその出来上がるまでの工程を学び大切に作る心を養う。
- ◇自分たちの手で作る楽しさを学ぶ。

I 行事食

- 4月 入学祝
- 5月 ふれあい祭り
- 6月 運動会
- 7月 セタ・土用の丑
- 8月 キャンプバーベキュー
- 9月 十五夜・運動会
- 10月 運動会・ハロウィン
- 11月 七五三
- 12月 クリスマス会・冬至・餅つき
- 1月 おせち料理・七草粥
- 2月 節分・初午(しもつかれ)・バレンタインデー
- 3月 ひなまつり・卒業祝う会・ホワイトデー

- ◇子どもの誕生日の日に担当が希望献立を作り調理する。
- ◇年3回グループごとにグループ調理を実施。

Ⅱ 食育

- 4月 野菜作り(種まき)
- 5月 野菜作り
- 6月 お菓子作り
- 7月 野菜収穫
- 8月 スイカ割り・流しそうめん・パフェ作り
- 9月 パン作り・団子作り
- 10月 餃子作り
- 11月 焼き芋
- 12月 ゆず風呂
- 1月 料理講習
- 2月 バレンタインチョコ作り
- 3月 ホワイトデーカップケーキ作り

◇年度末には卒園生を対象に料理講習

食事について

I 食前

- ・食前に手を洗える。
- ・濡れた手を着衣で拭かず、ペーパータオル等で拭くことが出来る。
- ・乾いた手にアルコールをすることが出来る。

Ⅱ 食事中

- ・食事中に足を遊ばせることなく、椅子に正しく座ってられる。
- ・一般的に「ご飯は左手」「お箸は右手」と知識として知ることが出来る。
- ・正しくお箸を持つ事が出来る。
- ・おかずを偏食無く食す事が出来、良く噛んで食べる事が出来る。
- ・片手食べやテーブルに肘をついて食べないよう心がける。
- ・無用な出歩きや食事中の遊びはせず、迷惑をかけることのないよう心がける。
- ・食すことの大切さ、作ってくれた人への感謝の気持ちが持てる。

Ⅲ 食後

- ・食器を片付け、自分で出したゴミは自分で片付けることができる。
- ・こぼした物を拾い、テーブルの上を台布巾で拭くことが出来る。

Ⅳ 食育について

- ・食すだけでなく、食事を作る楽しさ・重要性、食材の出来るまでの経過、食器など目で見える楽しさ等を学ぶ。

Ⅴ 偏食のある児童について／その他

- ・一口でも食べる事が出来る。
- ・アレルギー等をもつ児童については、調理・配膳時に職員側が配慮する。

・アレルギー児童について、学校と連携を取りながら情報交換していく。

⑤ 研修(安全教育、性教育)グループ ◎竹村、○上野、館野、酒井、山形

・施設内研修の充実

定期的・継続的な研修づくり、各種研修報告の実施、ほぼ月間心理の発行などを検討

・安全教育の充実

防災係と連携し、定期的な実技講習を外部に依頼: 杖、AED等

・性教育の体系的な組織づくり

看護師と連携して継続的、実践的な研修を一年間通して実施できるような体系をつることが目標

4 各グループの目標

〈おおぞら〉

- 1、楽しく・仲良く・元気よく過ごす。
- 2、あいさつ・お礼が言えるようにする。
- 3、思いやりの気持ちを大切にすること。

幼児 ・仲良く元気に遊ぶ。

- ・排泄の自立。
- ・健康に過ごす。

小学生 ・家庭学習の定着。

- ・学習と遊びのメリハリをつけて生活をする。
- ・基本的生活習慣を身につける。

中学生 ・学習と部活の両立。

- ・基本的習慣の確立。
- ・社会性を身につける。

〈だいichi〉

職 員 ・子ども一人ひとりが居心地の良さを感じて生活できるように支援する。

全 体 ・自分のことを大切に思い、相手のことを思いやる気持ちを育む。

・あいさつとお礼を言えるように日々の生活を送る。

幼 児 ・明るく元気に過ごす。

・排泄の自立。

小学生 ・年齢に応じた基本的生活習慣を身につけていく。
・宿題、自主学習の定着。

中学生 ・部活動の推奨。
・高校受験に向けての学習支援。
・日々の生活を通して社会性を身につける。

〈ひだまり〉

- 1、あいさつを大切にする。
- 2、相手の気持ちを考えて発言する。
- 3、健康に、楽しく生活する。

幼児 ・仲良く、元気よく過ごす。
・排泄の自立が出来る。

小学生 ・毎日元気に登校する。
・基本的生活習慣を身につける。
・家庭学習が定着する。

中学生 ・社会性を身につける。
・自室の清潔を保つ。
・基本的生活習慣を確立する。

〈そよかぜ〉

- 1、健康に留意し、落ち着いた雰囲気与生活を送る。
- 2、相手を思いやる気持ちを育む。
- 3、挨拶やお礼を言えるようにする。

（幼児）

- ・安全で安心した生活空間の確保
- ・基本的生活習慣の自立

（小学生）

- ・規則正しい生活を送り、健康に留意する。
- ・身の回りの整理整頓が出来るように支援する。
- ・宿題・自主学習の習慣を身につける。

（中学生）

- ・中学生活になれ、安定した学校生活を送る。

- ・学習と部活の両立を図る。
- ・社会性を身につけられるように支援する。

5 分園型小規模グループケア〈琴平の家〉

小学生と高校生の男女混合縦割りグループになり、家庭的な環境での支援を実施しながら、子どもたちの「家」として安心した当たり前の生活が営んでいけるようにしていきたいと思います。

○小学生

- ・規則正しい生活を送り、家庭学習を定着させる。
- ・思いやりの心を育てる

○高校生

- ・安定した学校生活を送れることを基本として基本的生活習慣を身につける。
- ・高校3年間で自立に向けたリービングケアの充実を図る。具体的には調理、洗濯等の家事全般を日常生活の中で行い、スキル向上に努め卒園後のイメージが立てられる様に支援していく。
- ・部活やアルバイトを積極的にするなどして自立後の社会性を身に付けていく。

そのために、施設長・自立支援専門相談員と共にケアに当たっていききたい。

日々の生活において、子ども達の些細な変化にも気を付け、職員が子ども達の声に常に耳を傾け丁寧な支援をしていきたいと思います。

そして、職員自身が人として成長を続けていき、子どもの見本となるように、子ども達と互いに学びあい成長しあう関係であるということを忘れず、一人一人の自立支援に繋げていきたいです。

分園型小規模グループケアという特性から一人勤務が多いので、職員間の連携不足が起きないように報告・連絡・相談を密にし、施設長、他職員にも情報共有を図ることでケアの基準を底上げしていきたいと思います。

6 地域小規模児童養護施設〈みやこ家〉

○前年までの取り組みとして、先ずは安定した学校生活を送り高校を卒業することを目指し日々の支援をしてきた。しかし、進路変更により退学するケースや学校生活で落ち着かず指導を受ける事項もあった。自立に向けて、将来の見通しを共に立てていくことや日々の生活を共に作っていく中で関係形成を行い、自立支援につなげていきたい。

○小規模児童養護施設での高校生活は自立に向けての3年間でもあり、その部分での支援が不十分であることが見えてきた。実際に自立後の生活で困ってしまい、連絡をしてくるケースが増えてきていることを踏まえ、今年度は安定した学校生活を送れることを基本としながら重点支援項目として取り組んでいきたい。

○小規模児童養護施設という特性から一人勤務が多い中で、職員の孤立化やケアの連携不足が起きないように密な連携をし、園長、主任、他職員にも情報共有を図ることでケア基準の底上げを図る。

「家庭的生活の充実による関係形成・自主性の促進」

高校生とはいえ、まだまだ職員に依存している場面が多くみられる。小規模児童養護施設という特性を活かし、児童とのより深い関係形成を行い支援につなげる。また日々の生活を通して高校卒業後に自立して生活していくことを意識できるよう、職員側も意図的に関わりを持って行きたい。

「リービングケアの充実」

3年生の卒園を迎えた時期での支援に重点が置かれがちであり、十分に自立に向けての情報提供や準備が出来ていない部分があるので、学年関係なく年度を通しての支援を展開していきたい。

具体的な支援としては、調理や洗濯等の家事全般を職員がやるにしても、見せ説明することで自立後のイメージを立てられるようにしていきたい。また一人暮らしに際しての手続きや準備(金銭的な物)、生活必需品などをまとめたマニュアルを作成し、子どもたちと一緒に考えられる機会を設ける。

アフターケアにおいては、施設長、自立支援専門相談員と連携を取り、共にケアにあたる。

業 務 分 担 表 （ 令 和 3 年 度 ）

1. 管理部門

ユニットリーダー…齋藤、小野 文書…松田、齋藤、舘野 勤務表…齋藤、舘野 出勤簿…松田 備品…松田 小口現金…松田、齋藤好、酒井 寄付金…松田 鍵保管…松田 自動車…ボクシー：丸山、タント：桑原、クリッパー：小林、ヴィアンテ：竹村、ノア：亀山 自転車…桑原、丸山 ケース記録…各担当 写真…菊池、福田（恵） 保険証・受診券…山形、各担当 理髪…グループごと 消防設備…亀山 非常通報…亀山 貯水槽…亀山 施設警備…亀山 電気設備…亀山 医薬品…山形 病原菌検査…加藤 食費弁償…加藤 検食簿…加藤 保健関係…山形 事務用消耗品…松田、舘野 電気保安…齋藤、舘野 器具什器…雫、加藤 日用品…大根田、片岡、後藤（華）、長谷川 調理用消耗品…加藤 衛生材料…山形 寝具…福田（恵）、菊池 学用品…後藤（紀）、齋藤（玖） 保育用教材、図書、幼児遊具…大根田、齋藤（玖） クリーニング…グループごと 会議議事録保管…松田 寄付物品及び礼状…松田、加藤、齋藤（千）、竹村

2. 関係機関

各グループリーダー…おおぞら小野、だいち舘野、ひだまり上野、そよかぜ齋藤（千）、琴平の家大谷、みやこ家三ツ俣 子ども政策課…松田 社協…亀山 児相…小野、舘野各担当 幼稚園…後藤紀、菊池 小学校…桑原・後藤（華） 中学校…小野・永井 高校…各担当 健康福祉センター…加藤 里親関係…岩瀬 実習生受入れ…大根田（県内短大）、小野（県外短大）、永井（大学） 勝山子ども育成会…桑原・後藤（華） ボランティア受入れ…酒井・永井 嘱託医…看護師 広報誌…竹村、上野、丸山、岩瀬

3. 処遇関係

ユニットリーダー…齋藤・小野 入所児童受け入れ…小野、舘野、各担当 退所児童手続き…齋藤、亀山、各担当 自立支援・退所事後指導…齋藤、亀山・各担当 自立支援計画…齋藤、酒井、各担当 巡回相談…小野 施設処遇援助事業…舘野 就職支度金、進学支度金等…松田、三ツ俣、大谷（典） 研修…竹村・上野・舘野・山形 職員会議…齋藤 ケース会議…小野 余暇支援G…◎永井○亀山、大根田、丸山、齋藤（玖）、臼井 食育、給食会議G…◎加藤○雫、小野、齋藤（千）、片岡 子ども会議G…◎菊池○後藤（紀）、長谷川、小林 生活支援G…◎後藤（華）○桑原、福田（恵） 研修G（安全教育・性教育）◎竹村○上野、舘野、酒井、山形 家庭支援調整…酒井 施設調査…松田 嗜好、残食調査…加藤、雫 環境・整備…永井、菊池、福田恵 厨房整備…雫、小林 病児支援・予防接種…山形 避難訓練…亀山

4. 事業計画、報告

事業計画、報告…松田、齋藤（好）、小野、舘野

5. 各種担当

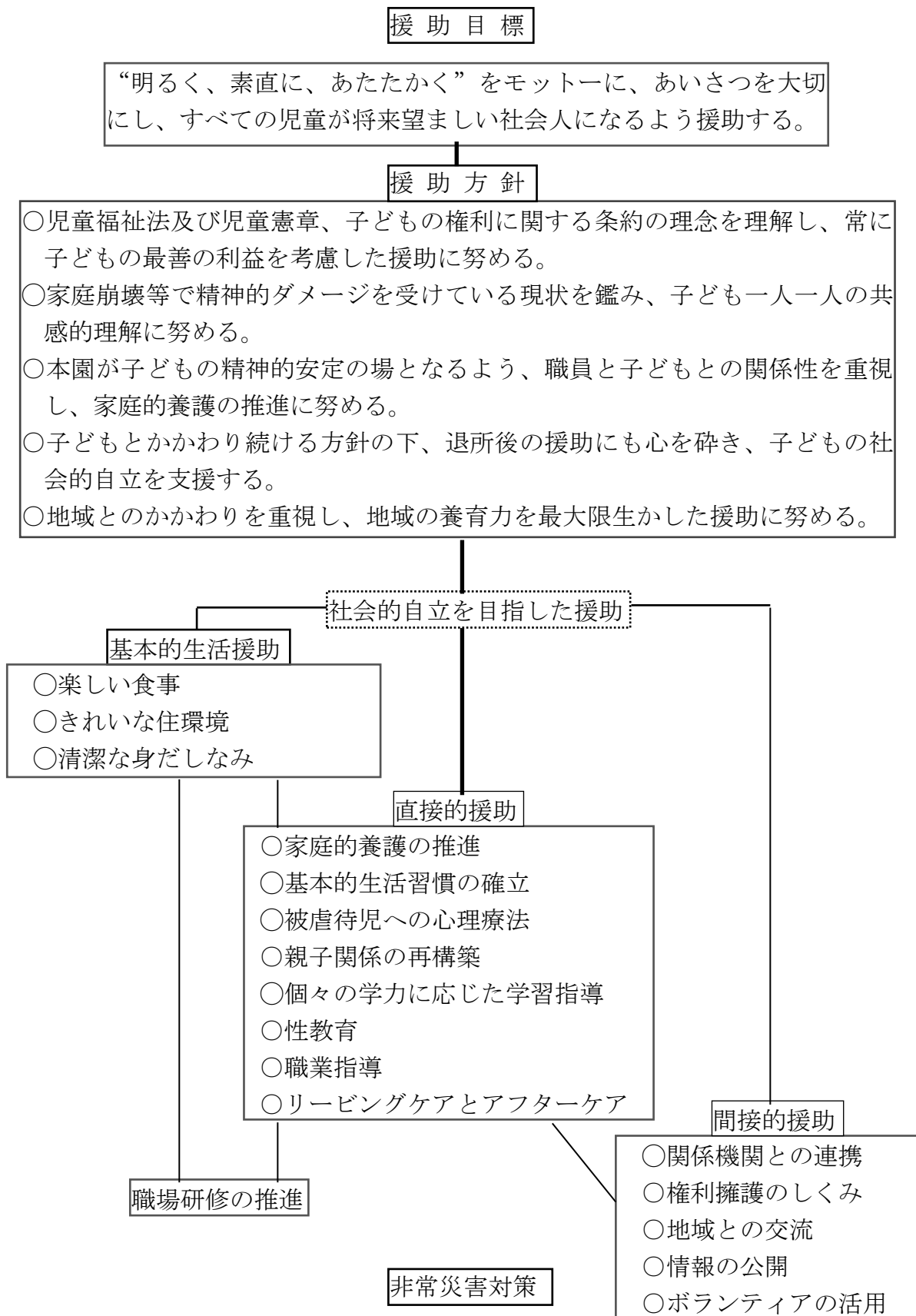
家庭支援専門相談員…酒井 里親支援専門相談員…岩瀬 自立支援…亀山、各担当 小規模GC…舘野、上野、齋藤（千）、大谷（典） 個別対応…永井、 心理療法…竹村

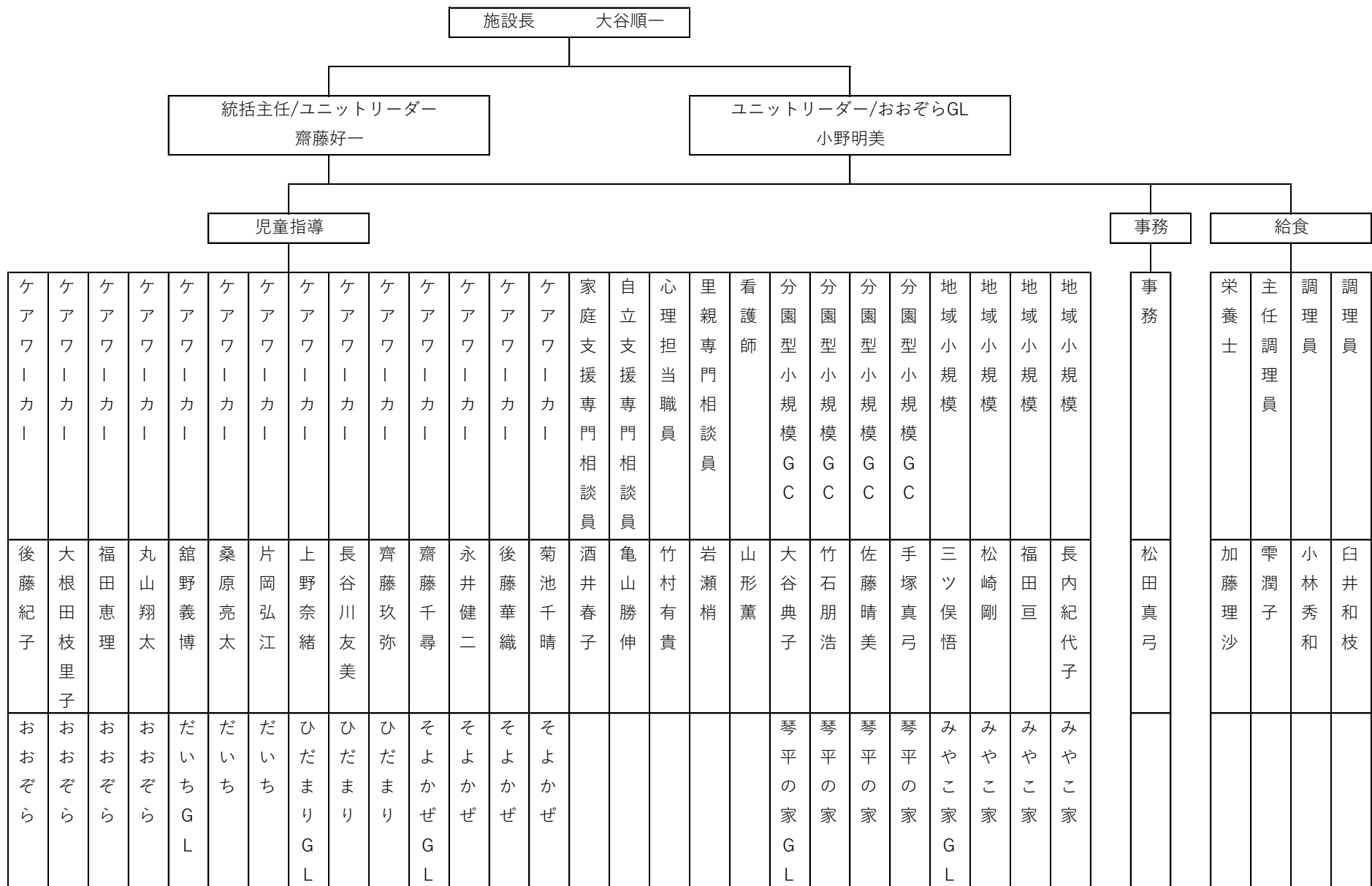
氏家養護園職務分担表

園長	施設の運営・管理に関する全般、人事並びに給与に関する事項、会計責任及び印鑑保管に関する事項
事務	経理に関する全般、預金通帳・小口現金保管に関する事項、共同募金配分申請に関する事項、重要文書の保管に関する事項、補助金申請に関する事項、人事・給与に関する補助業務事項、建物・設備の整備管理に関する事項、事業計画・予算並びに事業報告・決算及び財務諸表作成に関する事項、庶務に関する全般、措置費の請求に関する事項、児童の入、退所に関する事務事項、職員の厚生に関する事項、職員の採用・退職に関する事項、事務用物品の出納・保管に関する事項、職員の勤務状況の記録・整理に関する事項、有給・特別休暇に関する事項
基幹的職員	施設の運営・管理に関して園長を補佐すること、職員の指導に関すること、児童の生活支援・保育・学習指導に関する全体的な指導
指導員・保育士・看護師・セラピスト・保育士補助・管理宿直等職員・調理員等職員	児童の生活支援・保育・学習指導に関する全般、園内外の生活環境の保全に関する事項、災害防止並びに避難訓練に関する事項、学用品・運動用具・遊具等の整備に関する事項、学校及び地域社会との連絡・調整・協力に関する事項、在園児経過報告に関する事項、児童の入院・通院に関する事項、児童の健康管理に関する事項、各種会議に関する事項、その他養護上必要と認める事項
家庭支援専門相談員	家庭調整に関する事項、児童相談所等関係機関との連絡調整に関する事項
里親支援専門相談員	里親調整に関する事項、児童相談所、里親連合会等関係機関との連絡調整に関する事項
自立支援専門相談員	就職及び就職準備等に関する事項、アフターケア等に関する事項、児童の自立のための支援全般
栄養士	献立表・栄養記録・報告に関する事項、志向調査・献立会議に関する事項、食材料の発注・保管・受払に関する事項、調理実務指導に関する事項、食器、調理器具、調理室及び園内外の衛生管理に関する事項、調理用物品の保管に関する事項、調理室の火気取扱に関する事項、その他養護業務の補助に関する事項
調理員	調理業務に関する全般、食器・調理器具及び園内外の衛生管理に関する事項、食材料の保管・受払に関する事項、その他養護業務の補助に関する事項
特別指導員	スポーツ及びレクリエーション指導

児童援助の構造図

R3. 4. 1





令和3年度年間行事計画書

(避難訓練は、月1回。誕生会は個人の誕生日に合わせてユニットで行う。)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	木 辞令交付	土	火	木	日	水	金	月	水	土 元日初詣	火	火
2	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
3	土	月 憲法記念日	木	土	火	金	日	水 文化の日	金	月	木	木 ひな祭り
4	日	火 みどりの日	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
5	月	水 こどもの日	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
6	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
7	水	金	月	水 七夕	土	火	木	日	火	金	月	月
8	木	土	火	木	日 山の日	水	金	月	水	土	火	火
9	金 氏中入学式	日	水	金	月 振替休日	木	土	火	木	日	水	水
10	土 幼稚園入園式	月	木	土	火	金	日	水	金	月 成人の日	木	木
11	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金 建国記念の日	金
12	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
13	火 南小入学式	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
14	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
15	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
16	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
17	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
18	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
19	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
20	火	木	日	火	金	月 敬老の日	水	土	月	木	日	日
21	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月 春分の日
22	木	土	火	木 海の日	日	水	金	月	水	土	火	火
23	金	日	水	金 スポーツの日	月	木 秋分の日	土	火 勤労感謝の日	木	日	水 天皇誕生日	水
24	土	月	木	土	火	金 里親研修	日	水	金	月	木	木
25	日	火	金	日	水	土 里親研修	月	木	土	火	金	金
26	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
27	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
28	水	金	月	水	土	火	木	日	火 もちつき	金	月	月
29	木 昭和の日	土	火	木	日	水	金	月	水	土		火
30	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日		水
31		月		土	火		日		金	月		木
	お花見	グループ活動	グループ活動	プール	小学生キャンプ	社会体験	グループ活動	七五三		グループ活動	雪山体験	
			氏中運動会	子どもみこし	中学生旅行			社会体験行事			スキー・スノボ	
				幼児キャンプ	高校生旅行							

令和 3 年度
南小学童保育センター
事業計画書(案)

社会福祉法人 養徳園

基本方針

- 1 放課後児童クラブ運営指針に則った運営
国が示した放課後児童クラブ運営指針を職員一人一人が理解し、それを順守する。
- 2 切れ目のない子育て支援
地域、家庭の養育機能が低下する今日、放課後児童クラブには家庭養育を補完する役割が求められている。家庭養育の問題は、子どもが学齢に達した後に多く見えてくるが、
年齢が高くなるにつれ、子ども・家庭への適切な支援がないのが現状である。養徳園に併設されている児童家庭支援センターとも連携の下、支援を必要とする子ども・家庭のニーズを的確に把握し、適切な支援を切れ目なく届けていくことを心掛ける。
- 3 子どもの居場所としての放課後児童クラブ
放課後児童クラブは、子どもがくつろげ、交流できる空間でなければなりません。クラブに来ると「楽しい」「ほっとする」と思えるような居場所を目指し、子ども同士の、よき大人との出会い、語らい、遊び、行事等の参加による交流を通して、子どもの社会性・創造性・自主性を培っていく。

研修計画

【目的】

- 1 放課後児童支援員としての基本的知識・技能を身に付ける
- 2 職員それぞれが個人の能力特性を生かし、高い専門性を身に付ける
- 3 法人職員としての資質を高める

【内容】

- ・放課後児童指導員認定資格研修
- ・発達障害の理解と支援に関する研修
- ・コモンセンスペアレンティングの研修
- ・子どもの権利擁護に関する研修

令和3年度 南小学童保育センター年間行事計画					
<活動のねらい>					
1. 安全と安心を第一目的とし、心休まるアットホームな居場所を提供する。					
2. 家庭との連携をはかり、不測の事態に的確に対応できるよう努める。					
3. 各種ボランティア等と連携をし、地域の中で豊かな心身を育む。					
月	主な行事	備考	月	主な行事	備考
4	誕生会		10	誕生会	
	歓迎会	社会性		ハロウィン準備	季節製作
	お花見	季節行事		ハロウィンパーティー	季節行事
5	誕生会		11	誕生会	
	こどもの日お祝い	伝統行事		クリスマス飾りつけ	季節製作
	鯉のぼり・兜製作				
6	誕生会		12	誕生会	
	七夕飾り作り	季節製作		クリスマス会	季節行事
				お正月の準備	季節製作
7	誕生会(七夕会)	伝統行事	1	誕生会	
	折り紙教室	知育		お正月の遊び	伝承
8	誕生会		2	誕生会	
	ミニ夏祭り	季節行事		鬼のお面作り	季節製作
	折り紙教室	体育行事		豆まき	伝統行事
9	誕生会		3	誕生会	
	お月見飾り付け	季節製作		ひな祭り	伝統行事
				お別れ会	

R3管理業務体制		
1・ 職員の管理体制		
センター長	福田 敦子	常勤
学童保育指導員	小室 みず江	常勤
学童保育指導員	中山 智子	常勤
学童保育指導員	小堀 久美子	常勤
学童保育指導員	荒川 秀美	常勤
学童保育指導員	春日 容子	常勤
学童保育指導員	小野 育子	常勤
学童保育指導員	中村 洋子	常勤
学童保育指導員	柏木 広子	常勤
学童保育指導員	見目 和枝	常勤
学童保育指導員	木島 ひかり	常勤
学童保育指導員	黒尾 マリ子	代替職員
学童保育指導員	福田三江子	代替職員
学童保育指導員	香川 敦子	代替職員
学童保育指導員	手塚 春美	代替職員
2. 業務の委託計画		
区分		
警備業務	セコム株式会社	
館内清掃業務(床・窓・エアコンフィルター)	(株)日本ビルメン	
消防用設備保守点検	栃木防災株式会社	
館内日常清掃	職員	

		令和3年度 収支予算書								
									(合計190名)	
				50	40	35	25	40	(単位 千円)	
		区分	南小計	センター長	学童A	学童B	学童C	学童D	学童E	
収入	指定管理料	23,770	3,970	5,100	4,200	3,500	2,800	4,200		
	保護者負担金	16,500		4,300	3,500	3,000	2,100	3,600	保育利用料	
		430		80	80	60	30	180	延長・土曜・一時保育	
	経常収入計(1)		40,700	3,970	9,480	7,780	6,560	4,930	7,980	
支出	人件費	賃金	21,200	3,000	4,500	3,100	3,100	3,000	4,500	
		職員諸手当	1,200	200	200	200	200	200	200	通勤手当等
		法定福利費	4,000	600	600	600	600	600	1,000	社会保険・雇用保険料
		小計	26,400	3,800	5,300	3,900	3,900	3,800	5,700	
	事務費	福利厚生費	180	15	45	30	30	30	30	健康診断料
		旅費交通費	30	5	5	5	5	5	5	研修旅費等
		消耗品費	200	200						紙・ファイル等
		通信運搬費	275	100	50	50	25	25	25	電話・切手等
		賃貸料	220	220						コピー機等
		諸会費	95	95						県児童館連絡協議会会費等
		小計	1,000	635	100	85	60	60	60	
	事業費	研修費	60	60						研修会講師謝金等
		消耗品費	700	200	100	100	100	100	100	トイレトペーパー、洗剤等
		器具・備品費	1,900	200	400	400	400	100	400	
		光熱水費	1,300	1,300						
		修繕費	1,750	600	350	350	100	100	250	備品修繕
		業務委託費	400	400						警備・消防・清掃業務委託等
		損害保険料	100		20	20	20	20	20	
		保育材料費	1,750		450	450	250	150	450	画用紙、文具、書籍等
		食糧費	4,600		1,200	1,000	800	600	1,000	
		材料費	440	440						行事開催材料費
		予備費	300	300						
		小計	13,300	3,500	2,520	2,320	1,670	1,070	2,220	
経常支出計(2)		40,700	7,935	7,920	6,305	5,630	4,930	7,980		
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		0	-3,965	1,560	1,475	930	0	0		

令和３年度 南っ子食堂 事業計画書（案）

目 的

食事や食事の場を提供することで、「親の就業のため家庭での食事が孤食になってしまう子ども」「経済的理由で家庭での食事から十分な食事が摂れない子ども」に、安価で楽しく食事をさせ、栄養を摂らせること。

保護者同士が気軽に話せる機会のある場として、育児に悩んでいる保護者が職員と相談できるような場としての役割を担い、児童家庭支援センターの案内なども行い、少しでも保護者への負担を軽減させること。

場 所

南小学童保育センター内（Ａ組教室）

日 時

毎週水曜日 １９：００～２０：００を原則とするが、利用者の声を聞きながら柔軟に対応したい。

利用料金

一食 ３００円

※生保、ひとり親家庭には無料チケットを配布。

利用対象者

南小学童保育センター利用者の家族（利用者範囲の拡大はのちに検討する）

利用者の形態

- ・子ども一人（学童をそのまま残り食べ終わるころに迎えが来る）
- ・子ども数人（学童利用児童とその兄弟 保護者なし）
- ・子どもと保護者（学童利用児童とその保護者 兄弟も含む）などが考えられる。

利用者数の把握

- ①学童保育センターより保護者あてに通知を出し、希望者から連絡をもらう（予約制）。
利用した帰りに次回の予約も可。
- ②決定した人数を養護園に連絡する。

調理について

氏家養護園の調理場で調理し、時間になったら学童保育センターに輸送してもらう。

材料の購入及び経理について

氏家養護園で行う。

タイムスケジュール

(学童保育)

18:30 残っている児童を全員 B 組の教室で待機させる。(ランドセル等も移動)

19:00 延長保育終了

(子ども食堂)

18:30 会場準備 (A 組の教室にテーブル・イスを準備する。)

氏家養護園より食料を運搬してもらう。

19:00 開店

20:00 閉店

20:15 片付け・清掃

20:30 業務終了

職員の配置

ボランティアの手によって運営することも基本とするが、法人から職員を派遣し管理する。

派遣職員する職員は次の通り。

福田敦子 (南小学童)、稲村大地 (南小学童)、片桐洋史 (児家セン)

児童家庭支援センターとの関係

核家族が増える中で、個人で何でも解決しようと思ひ悩んだり、行政の支援情報が行き渡らない家庭などには情報収集の場であったり、悩みを打ち明けられる場になったりと、育児をする保護者には重要な場ともなりうる。そこで児童家庭支援センターの職員を配置し、必要な情報の提供、悩みの相談などを行い、少しでも保護者の負担を軽減する。

食事の終了後、閉店までの時間は自由に談話できるようにする。また、必要であれば B 組の教室を利用する。